

処分庁 大阪府

処 分 の 種 類	業務停止処分(30日間) 業務停止期間:平成31年4月22日～平成31年5月21日
処 分 年 月 日	平成31年4月11日
商 号 又 は 名 称	有限会社永豊住建 (法人番号1120102002105)
代 表 者	西森 和永
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(7)第40323号 平成28年12月26日
主たる事務所の所在地	堺市西区
処 分 等 の 理 由	<p>被処分者は、平成31年1月9日に宅地建物取引業法(以下「法」という。)第64条の2第1項の規定による国土交通大臣の指定する公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失ったため、同日から一週間以内に法第25条第1項から第3項までの規定により、営業保証金を供託しなければならないにもかかわらず、これを行っていない。</p> <p>このことは、法第64条の15前段に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>